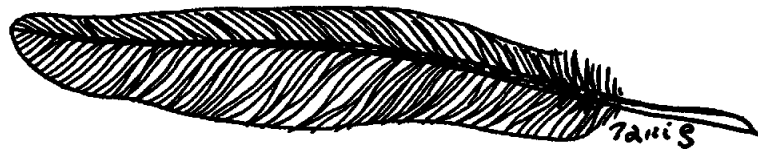


発足以来の

## 北海道自然保護協会の歩みと

その反省



井 手 貴 夫

「北海道自然保護協会」は、ご承知のように昭和三十九年十二月一日に発足したので、この三月で二年と四ヵ月になるわけである。その間に総会が二回、懇談会が三回、理事会が十七回、常任理事会が三回、そのほか編集委員会、大雪山遊歩道路計画委員会などがそれぞれ数回開かれて、数度にわたる重要な要望書を提出している。

また一方、昭和四十年、四十一年度に道庁の委託調査として、道東道央の国立公園、国定公園、道立公園内の諸問題について実地調査のうえ答申をしている。

それらは三回にわたる会報および会誌

第一集の中に報告されているし、これらの会報会誌に掲載されていないものについては、近く発行される第四号会報およびこの原稿も載せるはずの会誌第二集の中に報告されるので、それらをご覧いただければおわかりいただけることであるが、しかし、その要望の結果と影響については多少説明を要することもあるし、また表面に出ていない問題もいくつかあるので、それらのことにもふれながら全体をふり返ってみたい。もちろん私の個人的見解になることもあるが、理事長としての立場を忘れない範囲で述べつもりでいる。

考えてみると、この二年あまり協会理事会がもつとも多く問題とし、議論し、解決しようとして来たことは、たとえば豊平峡のダム計画にせよ、恵庭岳のオリピック・コースにせよ、あるいはユコマンベツおよび黒岳のロープウェイにせよ、すでに許可あるいは認可事項であったり、少なくともすでに既定の事実となつていているものについて、幸いにそれが着工以前の計画段階であつたために、でき得るかぎり自然保護という目的に合致するように協力を求めるということであつた。

それは自然保護という立場のみからす

れば、必ずしも満足すべき結果にはならなかつたとしても、しかし現在のわれわれのおかれてある種々の条件と環境の中では、まずやむを得ないところとして納得し得るところまではなし得たと思われるのである。

協会が発足以来、論議し、勧告、または要望した主要なことをここに列挙してみると、

- 一、創成川緑地帯の一部を駐車場にすることの可否について（昭和三九・一二・一〇）
- 二、北海アルプスの名称について（三九・一二・二四）
- 三、黒岳、ユコマンベツのケーブル施設について（四〇・一・一八）
- 四、豊平峡ダム問題（四〇・五・六）
- 五、日本最北端の碑の落書きについて（四〇・九・一六）
- 六、オコタンペ湖の保存について（四〇・一二・八）
- 七、恵庭岳スキーコースについて（四〇・一二・四）
- 八、小樽内川ぞいのサンショウウオの産卵地の保護（四一・一・二二）
- 九、自然公園内におけるレインジヤー増強についての要望（四一・二）
- 十、支笏湖発電計画について（四二・

四・三〇)

十一、ウトロのオロンコ岩の採石問題

(四二・五・二八)

十二、北大自然保護学科設置要請につ

いて(四二・七・一一)

十三、大雪山、赤岳より裾合平を経て

ユウマンベツにいたる自動車道路に

ついて(四一・一〇・二九)

十四、真駒内団地柏丘およびみどりヶ

丘の保護について(四一・一〇・二

九)

十五、全日本登山体育大会の知床開催

について(四一・一〇・二九)

十六、クッタラ湖の民有地の施設問題

(四二・一・二〇)

十七、バスガイドブックの誤りの訂正

(四二・一・二〇)

十八、大雪山遊歩道計画委員会(四二

・二・一)

十九、ペンケ沼、パンケ沼の観光施設

について(四二・三・一七)

二十、自然公園内における諸問題に関

する意見書(四一・二)

もちろんこのほかに、会誌会報の発行  
や報告書類の作成、協会内部の事務処理  
問題などがあるが、それはここでとりあ  
げるまでもないことである。

さて上掲の二十項目について、ごく簡  
単に説明をしておくこととする。

(一) 創成川緑地帯の一部を駐車場にす  
ることについては、当時道庁の土木部か  
ら相談をうけたので、常任理事会におい  
て検討した結果、市の長期根本計画によ  
るといふのでなく、一時的な案としては  
反対を表明することとなった。

そのことは会報に報告されているとお  
りであるが、この問題はその後文化財保  
護委員会において検討されて、やはり反  
対が決定された。しかし、ここには札幌  
市として、将来高速道路を設ける案があ  
ると聞いている。これは、いずれ改めて  
討議されねばならない時期がくるであろ  
う。

(二) 北海アルプスの名称については、  
当協会より道庁を通して当該町役場に事  
情を聞くとともに、反対意向を伝えてお  
いたが、世論の反対も高まって中止され  
た。

(三) 黒岳、ユウマンベツのケーブル施  
設については、昭和四十年一月十八日に  
その工事および利用について協会から意  
見書(会報一号三ページ)を提出、厚生  
省、道庁においても当協会の要望を諒承  
され、それに基づいて監督指導が行なわ  
れている。その後、いよいよ来る六月三

十日より黒岳のロープウェーの営業が開  
始されるにいたつたので、改めて大雪山  
遊歩道計画委員会を組織してこれを検討  
したが、六月以降、現地を視察して具体  
的方法を樹立することとなっている。

四 豊平峽ダムのごときはすでに過去に  
おいて国際自然保護連合に訴え出た事情  
もあって、本協会としてもその他の場所  
の可能性を種々検討したが、それはほと  
んど不可能に近いことが判明した。残る  
方法は、ダムサイトの位置を現在の営林  
署の小屋のある場所よりも上方にうつす  
ことであるが、それには約三十億の支出  
を要する。このことについては私より町  
村知事にも事情を説明し、またその後開  
発局長・堂垣内氏にも会って要望したが  
結局、黒部ダムのように莫大な金をつぎ  
こむことは、豊平峽のばあい全く望み得  
ないことであつた。

そこで協会として三つの条件を提出し  
た(会誌一号、四十九ページ)。一は観光  
放水、二には工事設営はすべてダムの中  
底に沈む場所であること、三に現在そこ  
をおとすれる市民たちが通る歩道はその  
ままにして、これを工事に使用しない  
ことを、したがって工事用には将来の観  
光道路をも考慮して、べつ道路を開く  
こと、以上三点であつた。一、二は問題

がないとして、三については開発局と營  
林局とでしばしば話しあいが行なわれ  
たが、結局、札幌岳への登山路をすこしく  
はいったところからトンネルを掘ること  
で解決がついた。

このことについては、開発局から協  
会にもお知らせがあつたが、この問題が  
こうして開発局側の好意によつて解決さ  
れたことは非常にありがたいことであつ  
た。営林局のご尽力も並々でなかつたこ  
とと思われるが、関係各位が自然保護の  
ために努力をして下さつたことは大きな  
収穫といふことができる。

田 宗谷岬の北端にある日本最北端の  
碑に本州の大学生たちが落書きをしてい  
たので、それを写真にうつしてその学生  
の所属の各大学に注意を喚起した(会誌  
第一号、四十八ページ)。これにたいして  
各大学とも非常に遺憾の意を表し、学生  
の父兄または同窓生を通して、落書きを  
消すとか、費用を送付して消させるなど  
の処置がとられた。

丙 いわゆるオリンピック道路として  
札幌から恵庭岳の肩を通る道々が、オホ  
タンペ湖の周辺に近いところを通過する  
ので、特別保護地区であり、北海道にお  
いても残されたもつとも貴重な存在のひ  
とつである同湖の保全について注意を喚

起した(会誌第一号、四十七ページ)。最近、厚生省において探勝道路計画もあるが、道々ができあがったさいには、改めて同湖の保全について検討の必要があるう。

(戊) 恵庭岳のオリンピック滑降コースについては、東条会長も記されているように、理事会においてももつともはげしい論議が行なわれた。恵庭岳コースに反対する理事たちの意見は、結局なぜ恵庭岳にかぎられねばならないのか、ということである。何キロ以内とかいう制限がそれほどに不可欠のものかなどという疑問も提出されたが、結局は、今日のわが国の実状においてはやむを得ないとするとしても、すくなくともその被害を最少限度にとどめるために、二つの条件が要望された。

すなわち、去年十二月二十一日に、木原博士立合いのうえで、東条会長と常任理事会の意を受けて井手理事長から佐藤事務総長に提出された要望事項(会報第四号、七ページ)は、恵庭岳にオリンピックのために設けられた施設は大会終了後すべて撤去すること、第二には、施設のため伐採された樹木などは植林その他によってでき得るかぎり原状に復すること、以上の二点である。幸いにしてこの

要望事項は、オリンピック組織委員会の好意ある協力によって、組織委員会側から厚生省に文書をもってその旨の確約がなされ、厚生省はこの条件のもとに恵庭岳の使用を承認したのである。

さらにさいわいであったことは、滑降コースの視察決定のため来日したIOCのシュピース氏が、井手理事長のオーストリアの友人の友人であったことから、この問題について理事長はシュピース氏に自分の考えを述べ、善処をねがったのであったが、シュピース氏はコースの選定にあたって、でき得るかぎり樹木を伐採しないように気をつけ、また自然の状況をでき得るかぎり損しないように配慮してくれたことであった。

こうして、恵庭岳の使用はこれをとどめ得なかったにしても、その使用による被害を目下のところは最少限にとどめ得る見込みである。問題はしかし実際に使用されたばあい、およびその後の処置であつて、この点は組織委員会のご協力と厚生省、および営林局側のじゅうぶんなる指導監督をおねがいしなくてはならないことである。

(己) 小樽内川のサンショウウオの保護の問題は、非常に特殊な環境にあつて学術研究上非常に重要な個所のサンショウ

ウオの生育地が、たまたま道々の計画によって破壊される危険があったのであるが、これは道庁の土木部と営林局とのご好意によって、計画をやや変更することによって救われた。

(ウ) 自然公園内のレインジャーは、たとえば阿寒、大雪、知床の各国立公園にたった一名しか配置されていない現状なので、なんとかこれを増員することは至急必要なことであるが、これは予算がなかなか得られないので、東条会長より大蔵省に対して強く要望されたが、四十二年度にいたってようやく全国でわずか三名の増員が決定した実状である。これについては何らかの抜本的方策が講じられねばならない。

(エ) 支笏湖発電計画は北電の計画であるが、自然保護の立場や問題を周到に考慮されたもので、そのご配慮にたいしてはわれわれもまことにありがたいことと思つたのであるが、一、二そのうえにも配慮せられたい点、およびその設定地区が営林局の苗樹育生地にわたる関係があつて、営林局側との折衝を理事長より要望しておいた。

(オ) ウトロのオロンコ岩の採石は、オロンコ岩がウトロの地名の発祥のもともあり、景勝としても、また植生上、地

質上からも重要であるので、これが採石を最少限にとどめるよう要望したところ、那須副知事の積極的なご協力によって解決された。

(カ) 北大に自然保護学科を設置してほしいという要望は、関連学科からも提出されているが、これは機をみてじゅうぶんな用意のもとに要望することとなっている。その設置の早急な実現の必要なことは言を要しないことである。

(キ) 大雪山の赤岳より裾合平を経てユコマンベツにいたる、自動車道路建設計画の要望が地元関係町村から提出されていたが、この道路が全く高山植物地帯を通過するため、現在の一般の道徳基準では、高山植物の荒廃は目に見えることであるので、当協会の要望により(会報第四号、六ページ)関係官庁としては当分これを実施しないことになった。

(ク) 真駒内団地近くの柏ヶ丘およびみどりヶ丘は団地住民の恰好な散策地であり、また景勝もすぐれているので、これが保全方を要望(会報第四号三ページ)したのであるが、その保全のためには道および市がなお積極的のり出すことが必要であり、今後の問題として残されている。しかし、都市周辺の自然保護の建前から、これは緊急な問題のひとつで

ある。

(四) 全日本登山体育大会の知床開催については、その地区のせまさに対して参加人員が多すぎるので、当協会としては他地区に変更されることを期待していたのであるが、地元においてはすでに積極的に準備をすすめていたので、嚴重な警告的要望（会報第四号四ページ）を提出した。

その実施方については、幸いに関係各方面のご協力と事の重要性の自覚とを喚起し得たのであるが、なお実施については多くの問題が残されているので、このことについてはさらに討議の必要が生じるであろう。

(五) 国立公園内の私有地については多くの問題があり、クッタラ湖についても種々事前に注意を促す必要が感ぜられたのである。

なお国立公園内の私有地は国または公共団体が買い上げることがもつとも望ましいので、そのことを要望（会報第四号八ページ）するとともに、これの予算措置についても会長は、理事長同道にて厚生省、大蔵省に要請して、あるていどの予算を獲得することができた。もちろんはなはだ不十分なものではあるが、今後に期待し得ることである。

(四) バスガイド嬢の説明には多くの誤まりが発見されるので、そのテキストをとりよせて修正中である。これは思いがけない大仕事になった。この秋頃までに全面的な修正をしたい方針でいる。

(五) このことについては、第三項で言及してあるので省略する。

(六) 最近道路が整備され、自家用車がふえるにつけ、阿寒国立公園や阿寒町の宿泊客が減少して来たため、これが足どめ策としてペンケ沼、パンケ沼の観光利用が問題になってきているという新聞記事に基づいて、この重要な自然美の保存方を申し入れたものである。

(七) 以上種々の問題について協会はその都度関係各方面に要望を行なってきたのであるが、その多くはいわば事件発生後の、またはそうした動きにたいしての対策であつて、事前に根本的な原則が確立されていて、それが各方面にじゅうぶん認識されていれば、多くの問題が未然にふせがれ得るわけである。そういう意味で、昭和四十一年二月「自然公園内における諸問題に関する意見書」を理事会の討議決定にしたがつて関係各方面に配布した（会誌第二号）。

それは本会誌別ページに所載のとおり  
(八) 騒音防止について

- (一) 無許可の立売人について
- (二) 売店、旅館などの下水処理について

(三) 民有地の問題について

(四) 公園内の道路について

(五) レインジャー増強と権限強化の件

(六) 自然公園内の施設の作り方について

(七) 地元の啓蒙の必要

(八) 観光祭の行ない方

(九) 北海道の国立公園の事前審議について

の以上十項目について説明し、要望をしてある。

しかしこの十項目は、それが実行されるためにはそれぞれにじつに複雑で困難な問題をふくんでいるのである。現に、騒音防止という一事だけをとりあげても、これがすでに、どれほどいい古されてきたことを思えばわかることである。そしてこういう問題を解決していくには、一般の人々の理解と認識とがもちろん一番大切なことであるが、他方では法律的な規制も必要になってくる。協会としてはどこまでも気ながに、うむことなく、不断にこうした啓蒙と努力とを積みかさねてゆくほかはない。

以上が大体発足以来の本協会の行なってきたことのあらましであるが、いくつ

かの問題、たとえば豊平峡ダムの件、大雪山横断自動車道路の件、知床登山体育大会の件、恵庭岳滑降コースの件など、ある程度解決された事柄もあるけれどもなお、たとえば真駒内柏丘とみどりが丘の件、今後の大雪山の問題など、さらにはさきの十項目の根本的な事項など、協会としてなすべきことはじつに多く、かつ難しいことが多い。そういう場合に一番大切なのは、与論の支持である。その意味で会員の増加と理事会と会員との連絡の方法とが、また大事なことである。

一方、原理的な問題の考究と解決、指導のために、自然保護学科を大学に開設することも緊急を要することである。

(北大・文学部教授)